

特別核燃料貯蔵室の核燃料物質の払出について

京都大学複合原子力科学研究所

1. 高濃縮ウランの払出について

2016年4月に開催された第4回核セキュリティサミットに於ける日米首脳による基本合意に基づき、京都大学複合原子力科学研究所が保有する高濃縮ウラン（KUCA 原子炉用燃料、特別核燃料貯蔵室保管の核燃料物質）を米国エネルギー省（以下、「DOE」という。）傘下関連施設へ複数回にわたって返還することとなり、順次作業が進められていた。

特別核燃料貯蔵室に保管されていた高濃縮ウラン（以下、KUFFS 高濃縮ウラン）を米国へ返還する作業に先立ち、核燃料物質使用施設の特別核燃料貯蔵室に係る管理区域を拡張するために変更承認申請を行ったが（2021年10月）、その後の原子力規制庁との議論により、特別核燃料貯蔵室外に保安規定に記載された一時管理区域の設定を行うことで KUFFS 高濃縮ウランを持ち出して作業を行うことが可能であると判断したため、当初申請における管理区域の設定変更を行う必要がなくなった（2021年末）。なお、使用変更承認申請書には、「6. 使用済燃料の処分の方法」を記載する項目があるが、該当する核燃料物質は使用済燃料には該当しないため変更の必要はない。また、KUFFS 高濃縮ウランの返還先は、我が国と原子力の平和的利用に関する協力のための二国間協定を締結している米国の DOE 傘下関連施設であるため、返還後の核燃料物質については、原子力の平和の利用の目的以外に使用されるおそれはないと判断した。

KUFFS 高濃縮ウランの輸送に先立つ規制手続きとして、原子力規制庁（保障措置室、核セキュリティ部門、核燃料施設等監視部門）に各申請書等を提出するとともに、経済産業省、国土交通省等必要な関係省庁等に各申請書等を提出し、必要な承認または許可等を得た。

KUFFS 高濃縮ウランの発送前検査等の払出に係る作業については、保安規定に沿って汚染拡大防止措置を行いながら、別途原子力規制庁より承認を受けた輸送容器に収納し、各運搬確認申請を関係官庁に提出した。払出の際には、外運搬規則に基づき輸送を実施しており、輸送の安全に関して問題はなかった。輸送に関するセキュリティ、保障措置に関しては事前に原子力規制庁核セキュリティ部門と面談を行った後、輸送セキュリティに関する申請を行って、加えて、保障措置上の観点から輸出に係る実施計画、その後の計量管理報告書を提出しておりすべて問題はなかった。なおこれら全ての申請手続きに関して核燃料使用施設変更承認申請書の記載内容について問われることはなかった。これらの手続きを行った上で、KUFFS 高濃縮ウランは米国へ安全に返還された。

以上のとおり、KUFFS 高濃縮ウランの取扱い、輸送、および輸出に係る各申請等は京都大学の保安規定および法規制上のすべての要求に従って行われ、問題はなかったと判断している。

以上